

公立大学法人高崎経済大学補助金交付規程

平成23年度

規程第83号

(趣旨)

第1条 この規程は、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金の交付の適正な管理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(交付の原則)

第2条 補助金は、次に掲げる事務又は事業であって、補助金の交付の対象となる事務又は事業（以下「補助事業」という。）が補助金の交付に相当であると認められるものに限り交付するものとする。

- (1) 学生の福祉の推進のための事務又は事業
- (2) 学術研究の推進のための事務又は事業
- (3) スポーツ大会・各種レクリエーション等で学生生活に有益な事業又は当該事業への参加
- (4) その他理事長が特に必要と認める事務又は事業

2 前項の補助金の額は、毎年度、予算の定めるところによる。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書、予算書、補助金を必要とする理由書その他理事長の指示する必要な書類を添え、理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定をしようとするときは、理事長又はその委託を受けた者若しくは監事の監査に応ずる旨の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。

3 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 理事長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかに、補助金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(変更又は中止)

第5条 補助金の交付を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第3号）に必要書類を添え、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請に基づき交付決定の変更をしようとするときは、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

第6条 理事長は、補助事業に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告をさせ、必要な書類を提出させ、又は随時事業の状況等を検査することができる。

(補助金の交付)

第7条 補助事業者は、交付の決定をされた補助金の交付を受けようとするときは、請求書に事業報告書その他必要な書類を添え、補助事業の完了後1月以内に理事長に提出しなければならない。ただし、補助事業の性質により理事長が特に必要と認めるときは、事業施行前又は施行の途中においても補助金の交付の請求をすることができる。

2 理事長は、前項の事業報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付をするものとする。ただし、事業施行前又は施行の途中において請求する場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第8条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 予定された補助事業を実施しないとき
- (2) 事業の施行方法が明らかに不適當であるとき
- (3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (4) その他理事長が不適當と認めたとき

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(理由の明示)

第9条 理事長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の

命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月17日第48号）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）公立大学法人高崎経済大学理事長

住所

氏名

（団体等にあつては団体名及び代表者氏名）

補助金交付申請書

次の補助事業に対して、補助金等の交付を受けたいので、公立大学法人高崎経済大学補助金交付規程第3条の規定により申請します。

1 事業の名称	
2 総事業費	
3 補助金の額	
4 事業の概要	
5 着手年月日	年 月 日
6 完了年月日	年 月 日
7 添付書類	事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書
8 備考	

様式第2号（第4条関係）

住所

氏名

（団体等にあつては団体名及び代表者氏名）

補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対し、次のとおり補助金の交付の決定を
しましたので通知します。

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長

印

1 事業の名称	
2 補助金の額	円
3 条件	理事長又はその委託を受けた者若しくは監事の監査に応ずること。

年 月 日

（あて先）公立大学法人高崎経済大学理事長

住所

氏名

（団体等にあつては団体名及び代表者氏名）

補助金交付決定変更申請書

年 月 日付けの補助金交付決定に対して、次のとおり変更し、又は中止したいので、公立大学法人高崎経済大学補助金交付規程第5条第1項の規定により申請します。

1 事業の名称		
2 総事業費	変更前 円	変更後 円
3 補助金の額	変更前 円	変更後 円
4 事業の概要		
5 着手年月日	年 月 日	
6 完了年月日	年 月 日	
7 変更又は中止の理由		
8 添付書類	事業計画書、予算書等	

様式第4号（第5条関係）

住所

氏名

（団体等にあつては団体名及び代表者氏名）

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けの補助金等交付変更申請に対し、次のとおり補助金の交付決定の変更又は中止の決定をしましたので通知します。

年 月 日

公立大学法人高崎経済大学理事長

印

1 事業の名称		
2 補助金等の額	変更前 円	変更後 円
3 条件	理事長又はその委託を受けた者若しくは監事の監査に応ずること。	